

お知らせ

出張相談・出前講座を行います

消費生活相談窓口では、「サービスマンや商品に関するトラブル」、「悪質商法」、「多重債務」等に関する相談を行っています。事情により相談窓口へ来庁できない場合には最寄りの庁舎や公民館等へも出張します。

また、相談窓口では出前講座も実施しています。お気軽にご連絡ください。

生活課地域推進班
☎62-6628

男女共同参画社会づくり講演会

「男女の公平性、多様な考え方を取り入れた社会形成の推進」を目的に講演会を開催します。

日時 11月22日(火) 13時30分～
場所 交流センター

内容 鹿角市社会教育委員・NPO法人かづのふるさと学舎事務局長門下朋重(かどしたともえ)氏の講演、合川にわか劇団による演劇等。

生活課地域推進班
☎62-6628



在宅介護者交流会の開催

「がんばらない介護生活!自分らしい暮らしを支える」

日頃の介護を離れて同じ介護者同士、おしゃべりしながらホッとすると時を過ごしましょう。

内容 健康相談・情報交換・昼食会・軽体操でリフレッシュ

対象者 在宅で高齢者を介護されている方

参加費 無料

募集人員 各地区20人まで

※参加申込みが必要です。

阿仁地区

日時 11月14日(月) 9時30分～14時
場所 阿仁ふるさと文化センター

鷹巣地区

日時 11月15日(火) 9時30分～14時
場所 中央公民館

合川地区

日時 11月22日(火) 9時30分～14時
場所 合川保健センター

森吉地区

日時 11月29日(火) 9時30分～14時
場所 森吉コミュニティセンター

☎69-7061
地域包括支援センター

「社会保険料控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。(その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が該当します)

社会保険料控除を受けるためには、平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に対し、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年10月下旬から11月上旬までに本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際、この証明書(又は領収証書)を添付してください。

なお、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方には、来年の1月下旬に送付されます。

※「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」については、照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

「年末調整関係説明会」の開催

大館税務署では官公庁・法人及び個人(白色事業者)の源泉徴収義務者を対象に次のとおり、年末調整関係説明会を開催します。

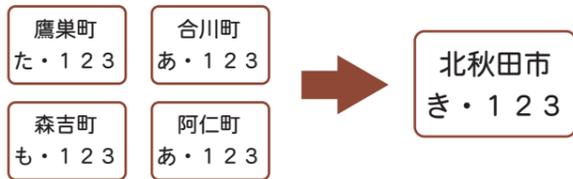
日時 11月18日(金)
1回目 10時～2回目 14時

場所 大館市民文化会館中ホール
持参書類 年末調整関係書類
※個人青色事業者への決算説明会(年末調整関係事務の説明会も含む)は、別途開催されます。

☎0186-420671
大館税務署 法人課税部門

標識(ナンバープレート)の更新について

合併前の旧町名で表記されている標識を「北秋田市」表記の標識へ交換します。



【受付期間】平成23年11月14日から平成24年3月31日
《以下の日程で臨時窓口を開設します》

市役所分庁舎税務課	11月14日(月)～25日(金) (受付時間)9:00～16:30
合川総合窓口センター	11月14日(月)～15日(火) (受付時間)9:30～16:00
森吉総合窓口センター	11月16日(水)～17日(木) (受付時間)9:30～16:00
阿仁総合窓口センター	11月18日(金) (受付時間)9:30～16:00
市役所本庁舎市民課	11月21日(月) (受付時間)9:00～16:30

(土日・祝日を除く)

更新手続きに必要なもの

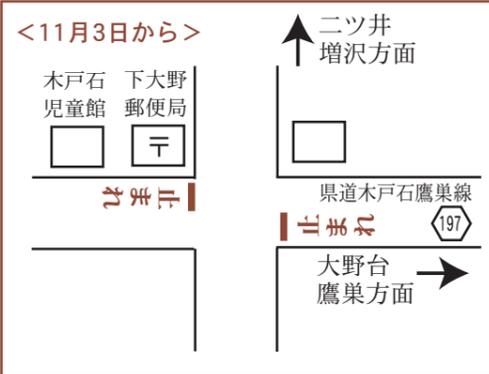
・標識(旧ナンバープレート)・印かん

※臨時窓口以外でも上記の場所にて随時受付します。
※標識の交換により自賠責保険等の変更手続きが必要となる場合がありますので、ご加入の保険会社等にご確認ください。
※標識番号(ナンバー)の指定はできません。

☎ 税務課市民税班 ☎62-1116

増沢バイパスの開通について

11月3日(木)増沢バイパスが開通します。そのため木戸石地区の下大野郵便局前交差点で、一時停止箇所が次のようになります。



また、11月3日(木)10時から「高長橋開通式」が行われます。周辺は混雑が予想されますが、ご協力をお願いします。

☎ 北秋田地域振興局建設部 ☎62-3111

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待を未然に防ぐためには、早期発見と早期対応が重要です。虐待や子育てに関する悩みごとには下記までご相談ください。

中央児童相談所 ☎018-862-7311	平日・休日 24時間対応
北児童相談所 ☎0186-52-3956	平日 8:30～17:15
北秋田市福祉課 こども福祉班 ☎62-6638	平日 8:30～17:15

11月はDV防止推進月間です

配偶者やパートナーからの暴力(DV)は、重大な人権侵害です。ひとりで悩まずに下記までご相談下さい。

女性相談所 ☎018-835-9052	平日 8:30～21:00 土日祝 9:00～18:00
北福祉事務所 ☎0186-52-3951	平日 8:30～17:15
北秋田市福祉課 こども福祉班 ☎62-6638	平日 8:30～17:15

10月から「子ども手当」が変わります 申請をお忘れなく!!

10月分からの子ども手当を受け取るためには、これまで受け取っていた方も含めて、対象となる全ての方が申請が必要です。

■これまで受け取っていた方で引き続き対象となる方

福祉課こども福祉班から用紙を送付しますので、忘れずに申請してください。(平成24年3月31日までに提出いただくと10月まで遡って受け取ることができますが、2月の支給に間に合わせるために、できるだけ12月末までに申請してください)

■10月1日以降に新たにお子さんが生まれたり、北秋田市に転入された方

その翌日から15日以内の申請が必要ですのでご注意ください。用紙はお送りしませんが、市役所および各窓口センターで申請してください。

申請書の提出先

福祉課こども福祉班、合川・森吉・阿仁の各窓口センター、前田出張所、大阿仁出張所
☎ 福祉課こども福祉班 ☎62-6638